

一般社団法人 発達をもつ大人の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 発達をもつ大人の会 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、発達障害者が経済的自立を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 法人拠点としての店舗運営事業
- (2) 発達障害者を対象とした就労技術奨励事業
- (3) 発達障害等の調査研究、情報収集及び提供
- (4) ひきこもり等の生活をしている発達障害未診断者への情報提供
- (5) 一般企業を対象とした就労希望障害者の情報誌の発行
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

(機関の構成)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事のほかに、理事会及び監事を置かない。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員等)

第6条 当法人に次の会員を置く

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人の支援の対象となる個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人の功労者又は学識経験者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込みし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、当法人の経費に充てるため、社員総会の決議で定められた金額の会費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に据え置くものとする。会員名簿をもって一般法人法の社員名簿とする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (2) 6か月以上会費を滞納したとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事又は正会員がこれを招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに正会員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(書面による議決権行使等)

第 17 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における社員総会の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印して 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 理事、代表理事

(理事の員数)

第 19 条 当法人の理事の員数は 1 名以上 6 名以内とし、うち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 20 条 当法人の理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再選は妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務の執行に関する意思を決定する。

3 当法人の業務は、この定款に別に定める場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

(解任)

第 23 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 25 条 当法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事の報酬は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 27 条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 28 条 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 29 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 30 条 基金の返還は、基金の拠出者が当法人に対して基金の返還を申し入れた後、定時社員総会における決議を経て、理事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 7 章 定款の変更等

(定款変更)

第 33 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権をもって変更することができる。

(解散)

第 34 条 当法人は、次の事由、その他法令に定める事由が生じたとき解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員が欠けたとき

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 35 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 12 月末日までとする。

(設立時社員の氏名)

第 36 条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 坂上 直樹

設立時社員 坂上 てる子

(設立時の役員)

第 37 条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 坂上 直樹

設立時代表理事 坂上 直樹

(法令の準拠)

第 38 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。